

筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第140条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同法第140条第6項の規定により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年6月26日

山口地方法務局筆界特定登記官



記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和7年第2・3号

対象土地 宇部市沼一丁目1944番1

宇部市沼一丁目1943番3

宇部市沼一丁目1943番2

2 関係人の氏名又は名称

金 植 成

張 世 任

3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定の手続に係る意見聴取等の期日の開催の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。